

装技技第7159号
29.5.24

大臣官房長
各局長
統合幕僚監部防衛計画部長
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部装備計画部長
陸上幕僚監部衛生部長
海上幕僚監部防衛部長 殿
海上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部首席衛生官
航空幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部首席衛生官
情報本部計画部長
情報本部電波部長

技術戦略部長
(公印省略)

技術戦略検討部会における審議の範囲について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：長官官房各装備開発官、長官官房艦船設計官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、電子装備研究所長、先進技術推進センター長

技術戦略検討部会における審議の範囲

技術戦略検討部会設置要綱第3に規定する審議範囲は、次のとおりとする。

- 1 防衛技術戦略に関する事項
- 2 中長期技術見積りに関する事項
- 3 部会員等との調整のうえ、部会長が必要と認める事項